

16 運輸関係

ア 自動車交通等

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成16年度	17年度	18年度	
①自動車保有関係手続 (警察庁、総務省、財務省、経済産業省、国土交通省、環境省)	自動車保有に関する手続(検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等)のワンストップサービス化について、平成17年稼働開始に向けて、関係法令の着実な整備を図るとともに、システムの実用化に係る試験運用を行う。 なお、軽自動車についてワンストップサービス化する際には、現在は軽自動車検査協会が独自に行っている軽自動車の登録管理についても接続のインターフェイスを統一化すること等により、申請者負担の軽減を図られるようにする。 【「道路運送車両法等の一部を改正する法律」平成16年5月26日法律第55号】	試験運用	一部システム稼働(平成17年12月)	システムの対象範囲拡大に向け検討	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【運輸関係】ア①に移行)
④タクシー事業の運賃・料金規制 (国土交通省)	a 遠距離運賃の大幅弾力化や特定ゾーンでの定額運賃化が真に機能するよう運用する。また、自動認可運賃(速やかに認可するものとして公示した運賃)の下限を下回る運賃設定に係る認可の際の個別審査に当たっては、いわゆる「追い越し」の禁止と「不当な競争」や「差別的取扱い」のみを審査することとし、認可制の下であっても規制は上限規制に限られるという点を厳守する。	適宜実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【運輸関係】ア②に移行)
⑥タクシーの駅構内への入構 (国土交通省)	いわゆる駅構内については、その管理形態や利用形態も様々であり、その運用次第では利用者の円滑な乗り継ぎに支障を与えるおそれがあるほか、交通事業の新規参入に際しての実質的な障壁ともなるおそれがある。また、一方で、近年では、特に大都市圏の駅において客待ちタクシーの列が渋滞等を引き起こす例も生じている。このため、公共交通機関相互の乗り継ぎの円滑化という観点や交通事業における新規参入に当たっての実質的な障壁の解消という観点から、駅構内の管理・利用形態について実態調査を行い、上述した諸点を解消するための具体的措置について結論を得る。	結論			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【運輸関係】ア③に移行)
⑦タクシーのニューサービスに関する規制の弾力化 (国土交通省)	タクシーについては、従前より規制緩和は進められているところであるが、福祉タクシーのようなビジネスを行う場合については、輸送対象を限定する等のことにより、通常のタクシー事業に係る規制を一部弾力化し、新たなビジネスチャンスに繋がっているところである。今後も、福祉・介護関係等に関する需要が見込まれる中で、こうした新たなサービスに機動的に対応することが、消費者の利便の向上や新しいビジネスチャンスの創造につながる。 このため、今後もこうした需要が生じた際に、新たな事業が機動的に行えるようにする環境整備として、事故の発生状況等、安全確保の観点にも配慮しつつ、必要に対応して、規制の弾力的な運用を図る方向で検討する。		適宜検討		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【運輸関係】ア④に移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
⑭自動車検査制度の見直し (国土交通省)	平成16年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」に基づき、今後の望ましい自動車の検査・点検整備制度の在り方について検査対象車種全般に亘り総合的に検討を行った結果、小型二輪車の自動車検査証の有効期間については、初回2年を3年に延長が可能、また、二輪車の定期点検については6月点検を廃止することが可能であるとの結論を得た。よって、この結論に従い、速やかに所要の措置を講ずる。 (第164回国会に係る法案提出)		法案提出	法案成立後 公布・施行 (公布後 1年以内)	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【運輸関係】ア⑤に移行)
⑰軌道上の特別高圧送電線の施設規制の緩和 (国土交通省)	軌道上を交差する特別高圧送電線について、軌道の外側から3メートルの範囲内にある部分の長さが100メートル以下となるよう施設しなければならないとされている規定について、性能規定化の検討を早急に進める。	検 討			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【運輸関係】ア⑥に移行)
⑱運転免許制度における貨物自動車の「大型」と「普通」の区分の見直し (警察庁)	車両総重量11トン以上を「大型」とし、新たに5トンから11トンを対象とする「中間的運転免許」を創設するための法案を今国会に提出し、公布後3年以内に措置する。本規制の見直しに当たっては、交通の安全の確保と併せ、利用者の利便について十分に配慮する。 【「道路交通法の一部を改正する法律」平成16年法律第90号】	公布後3年以内に措置 (平成16年6月9日公布)			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【運輸関係】ア⑦に移行)
24自動車登録事項等の請求・交付の電子化等 (国土交通省)	自動車の登録情報の提供については、十分な個人情報保護対策を講じつつ、現在行っている書面(登録事項等証明書)の交付に加え、電子閲覧等の電子的な提供を図るための制度を創設する。 (第164回国会に係る法案提出)		法案提出	法案成立後 公布	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【運輸関係】ア⑧に移行)
32駆動軸重の軸重規制緩和 (国土交通省)	フル積載対応海上コンテナをけん引するエアサスペンション装着トラクタと同様に、他のトラクタについても11.5tまでの駆動軸重を許可対象とすることについて、技術的検討を行い、対象となる車両の構造又は積載する貨物が特殊であってやむを得ないと認められるか否かも含め、「緩和の実施」についての更なる検討に向けて、緩和の可能性について検討する。		検 討		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【運輸関係】ア⑨に移行)
36放置駐車違反車両の移動・保管、パーキング・メーター等の保守管理 (警察庁)	a 放置駐車違反車両の移動・保管については、警察署長のほか、全都道府県において、指定車両移動保管機関を指定しているが、現状においては、指定は公益法人(各都道府県の交通安全協会)に限られている。この指定車両移動保管機関を公益法人に限る合理的理由はないことから、新たな駐車法制の施行後の違法駐車状況等も踏まえ、指定対象について営利企業を含む法人一般に拡大するとともに、複数指定が可能となるよう検討する。 なお、現在、放置駐車違反のレッカー等の諸経費が車の返還時まで徴収されていないケースもあり、放置駐車違反の一層の抑止の観点から負担金等の徴収方法についても検討する。			検討開始、 平成19年度 中に結論	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【官業改革関係】オ①に移行)

イ 海運・港湾

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成16年度	17年度	18年度	
⑦輸出入・港湾関連 手続のワンストップ サービスの一層の 推進 (財務省、厚生労働 省、農林水産省、法 務省、国土交通省、 経済産業省)	a 輸出入・港湾関連手続に係る各種申請手続について、関係省庁は改めて、各種申請書類の削減、申請事項の削減、申請手数料の見直し等、申請手続や申請書類の徹底した省略、簡素化を図り、速やかにワンストップサービスの一層の推進を図る。	平成16年度以降できるだけ早期に実施			◎ (財務省、厚生労働省、農林水産省) 輸出入・港湾関連手続については、平成17年12月28日にCIO連絡会議にて、輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画が決定・公表された。また、最適化計画の先行実施として、平成17年11月1日のFAL条約発効にあわせ、FAL様式の採用、夜間入港規制の廃止及び入港前手続様式の導入等の法改正を含む簡素化を実施した。 今後、最適化計画に基づき、平成20年10月に府省共通ポータルを開発し、次世代シングルウィンドウを実現することにより、ワンストップサービスの一層の推進を図ることとしている。
⑧主要港湾の24時 間フルオープン化の 推進 (財務省、厚生労働 省、農林水産省、 法務省、国土交通 省、経済産業省)	a 国際コンテナターミナルとして期待される主要港については、税関に限らず、動植物検疫などCIQ(税関、入国管理、検疫)業務を始めとする行政官署を港湾利用者の要請によらず、自ら行政需要に応じて、24時間365日に向けた対応を実現する。	一部措置済	一部措置済	措置	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【運輸関係】ウ①aに移行)
	b フルオープン化に向けた人員増、体制整備を図るとともに、業務全般の効率的執行を図るため、現在は行政官署の行っている業務のうち可能なものについては順次民間委託を推進する。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【運輸関係】ウ①bに移行)
⑨国際競争力のあ る港湾(外貿コンテ ナ埠頭)の創出 (財務省、厚生労働 省、農林水産省、 法務省、国土交通 省、経済産業省)	a 国際競争力のある港湾を創出していくためには、輸出入・港湾手続の簡素合理化や港湾のフルオープン化により一層合理的かつ効率的に対応していくことができるよう、輸出入・港湾手続を所管する府省間の連携を更に強化していく。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【運輸関係】ウ③④⑤に移行)
⑩ねずみ族駆除施 行(免除)証明書の 有効期間の延長 (厚生労働省)	b 各国政府機関により国際保健規則に準じて延長を認められたねずみ族駆除施行(免除)証明書に関し、検疫法第21条に基づき検疫港以外に入港する船舶及び検疫を実施した際にねずみ族の駆除が十分に行われていないと認められた船舶における取扱いについては、平成17年度に予定されている国際保健規則の改正に合わせ、同規則に準ずるよう検討を行う。		国際保健規則の発効(平成19年6月)までに検討・結論	国際保健規則の発効(平成19年6月)までに検討・結論	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【運輸関係】ウ②に移行)

ウ その他

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
②国内航空事業における新規参入に係る対応 (公正取引委員会) (国土交通省)	a 国内航空事業分野では、新規参入者の開設した路線に係るその割安な料金を標的にして、競合する路線・時間帯の特定便に係る料金値下げが既存航空事業者によって行われ、公正な競争が阻害されているのではないかとの指摘があるが、独占禁止法(昭和22年法律第54号)違反行為への厳正な対応等、適切な対応を図る。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【運輸関係】イ①aに移行)
	b また、事業運営上不可欠な搭乗受付カウンター、旅客搭乗橋等の空港施設についても、既存事業者が使用しているスペースを新規参入者が公平に使用できるよう、新規参入者の要望を踏まえ、既存事業者に協力を要請する。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【運輸関係】イ①bに移行)
③羽田空港第4滑走路供用(2009年)に際しての競争促進の為の発着枠の配分のあり方調査・検討 (国土交通省)	可能な限り早期に第4滑走路を供用した際の競争促進の為の発着枠の配分に関するルールを策定に着手する。その際、ルールについては定量的で誰にも分かりやすいものとする。また、事業者が経営計画等を策定する際の指針となるよう当該ルールは将来の配分に当たって普遍的に適用できるものとなるようにする。また、新規参入者の定義と扱いについて見直し、有効競争の促進を図る。		調査・検討		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【運輸関係】イ⑦eに移行)
⑪独立行政法人空港周辺整備機構 (国土交通省)	a 空港周辺整備機構は、前身の認可法人設立(大阪国際空港周辺整備機構については昭和49年、福岡空港周辺整備機構については昭和51年)以来今日まで、大阪国際空港及び福岡空港に係る移転補償業務や緑地造成事業を国から受託して行っているが、低騒音型機の導入や空港の運用の見直し等により騒音の発生を抑制し、騒音対策区域を見直すことはもとより、これらの業務・事業が開始以来既に30年を経ていることにかんがみ、騒音対策の大幅な縮小に向けて更なる見直しを図る。			平成19年度以降検討、平成20年度中に結論	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【官業改革関係】オ⑥に移行)